

平成 20 年度

人事行政の運営等の状況

港 区

1 任免および職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在) (単位：人)

区 分 部 門	職 員 数	増 減 状 況			
		平成19年	平成20年	対前年比	主な増減理由
普通 会計 部門	議 会	13	13	—	
	総務・企画	476	488	12	運営体制の見直し等
	税 務	69	69	—	
	民 生	725	710	△ 15	運営体制の見直し、部門の変更（公営企業等会計へ）等
	衛 生	294	288	△ 6	運営体制の見直し等
	商 工	18	18	—	
	土 木	238	238	—	
	計	1,833	1,824	△ 9	
	教育部門	407	391	△ 16	運営体制の見直し等
	消防部門	—	—	—	
小 計	2,240 (150)	2,215 (156)	△ 25		
公営 企業等 会計 部門	国保事業	37	37	—	
	介護保険事業	35	37	2	人員配置の変更（育休任期付職員の配置等）
	そ の 他	4	11	7	部門の変更（一般行政・民生から）
	小 計	76 (2)	85 (2)	9	
合 計	2,316 (152)	2,300 (158)	△ 16 (6)		

注1 職員数は、一般職に属し、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員（一部事務組合派遣を除く）などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。（地方公共団体定員管理調査報告数値）

注2 () は再任用職員（短時間勤務職員）および再雇用職員で外書きです。

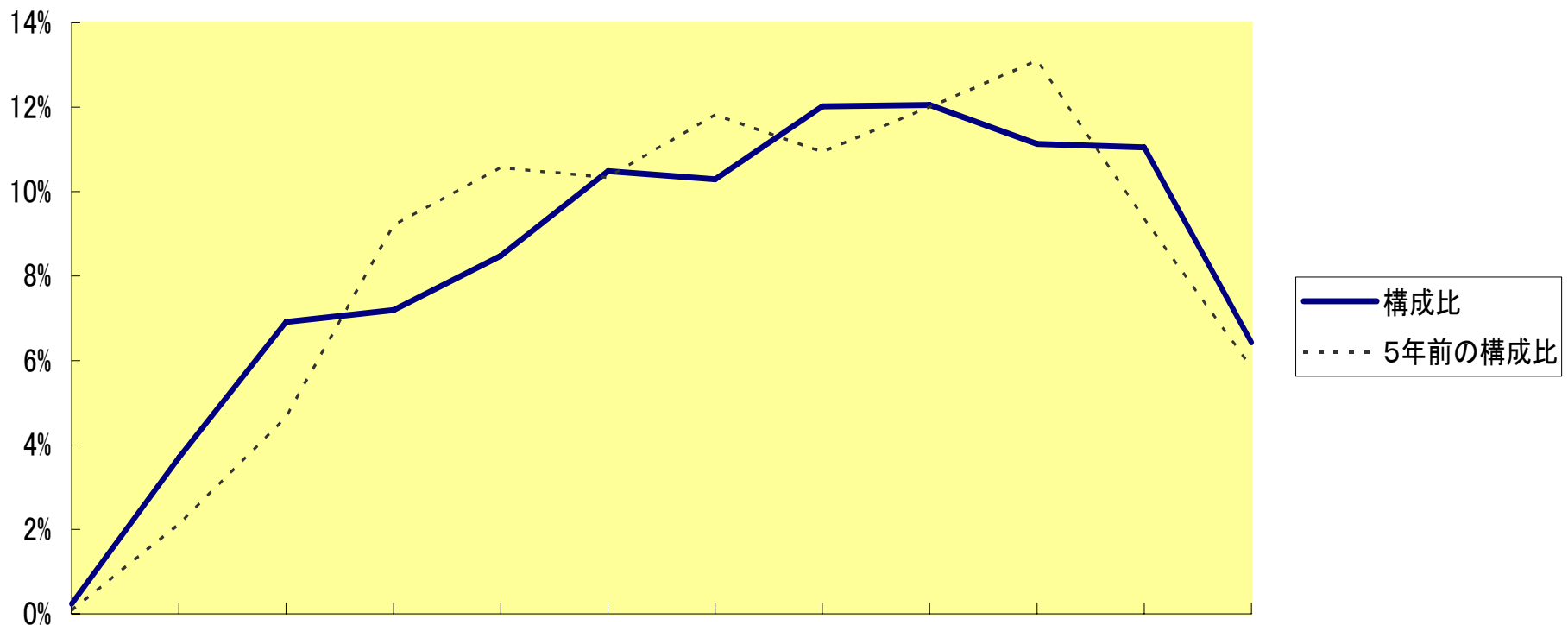
(2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成19年度) (単位：人)

区 分 職 種	採用	離 職								合 計
		退 職					免 職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	79	34	20	19	2	0	0	0	0	75
税 務 職										
福 祉 職										
医 療 職										
技能労務職	2	35	5	3	2	0	0	0	0	45
教育職	4	4	3	2	0	0	0	0	0	9
合 計	85 (72)	73 (0)	28 (0)	24 (1)	4 (1)	0 (24)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	129 (26)

注1 () は再任用短時間職員で外書きです。

(3) 年齢別職員構成（平成20年4月1日現在）



20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	

注1 派遣職員（一部事務組合派遣含む）、再雇用・再任用職員を含みます。

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	6人	92人	172人	179人	211人	261人	256人	299人	300人	277人	275人	160人	2,488人

(4) 職員の職務別構成

(平成20年4月1日)

職務	性別	男		女		合計	
		数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)
一般行政職等	部長級	17	1.37	1	0.09	18	0.77
	統括課長級	14	1.13	2	0.18	16	0.69
	課長級	48	3.86	5	0.46	53	2.27
	総括係長級	53	4.26	18	1.66	71	3.05
	係長級・主査	231	18.58	114	10.49	345	14.81
	主任主事	280	22.53	404	37.17	684	29.36
	主事	257	20.68	347	31.92	604	25.92
	統括指導主事	2	0.16	0	0.00	2	0.09
	新指導主事	1	0.08	1	0.09	2	0.09
技能労務職	統括技能長	1	0.08	0	0.00	1	0.04
	技能長	15	1.21	4	0.37	19	0.82
	技能主任	80	6.44	21	1.93	101	4.33
	主事	240	19.31	120	11.04	360	15.45
教育職	園長	0	0.00	7	0.64	7	0.30
	教頭	1	0.08	6	0.55	7	0.30
	幼稚園教諭	3	0.24	37	3.40	40	1.72
合計		1,243	100.00	1,087	100.00	2,330	100.00

注1 職員数は、一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。

注2 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

注3 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

(5) 職員の昇任及び降任の状況

(平成19年度) (単位：人)

職 種	昇 任			降 任
	係長級	課長級	部長級	
一般行政職等	40	12	4	0
教 育 職	0	0	0	0
合 計	40	12	4	0

注1 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

(6) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
2,358 人	2,233 人	△125 人	△5.3 %

注1 職員数は、地方公共団体定員管理調査報告数値です。

参考 第2次港区職員定数配置計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標	
始 期	終 期	人	%
平成18年4月1日	平成28年4月1日	△360	△15.3

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

区 分		17年	18年	19年	20年	21年	22年	17～22年 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	1,817	1,842	1,833	1,824			—	—
	増減	—	25	△9	△9			7	—
教 育	職員数	465	428	407	391			—	—
	増減	—	△37	△21	△16			△74	—
消 防	職員数	—	—	—	—	—	—	—	—
	増減	—	—	—	—	—	—	—	—
公営企業等 会 計	職員数	76	76	76	85			—	—
	増減	—	0	0	9			9	—
計	職員数	2,358	2,346	2,316	2,300			—	2,233
	増減	—	△12	△30	△16			△58(46.4%)	△125

注1 職員数は、地方公共団体定員管理調査報告数値です。

注2 () 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

注3 増減は、対前年比の職員増減数を、計の欄は累計を示します。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況 (一般会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成18年度 の人件費率
平成19年度	195,928人	1,034億6,202万0,000円	68億1,608万4,000円	226億3,291万4,000円	21.9%	21.7%

注1 人件費には、区長等特別職に支給される給料等および議員の報酬も含まれています。

注2 国民健康保険事業、介護保険事業、外部派遣の職員分は含まれていません。

(2) 職員給与費の状況(一般会計決算)

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人あたりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成19年度	2,239人	87億379万4,000円	25億9,344万0,000円	40億4,975万8,000円	153億4,699万3,000円	685万4,000円

注1 職員手当には、退職手当は含まれていません。

注2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

注3 区長等特別職の給料等も含まれています。

注4 国民健康保険事業、介護保険事業、外部派遣の職員分は含まれていません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
港 区	41.10歳	336,481円	431,235円
東京都	43.4歳	350,724円	474,047円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
港 区	47.4歳	328,050円	407,034円
東京都	46.8歳	322,550円	424,491円

③ 教育職(幼稚園教育職員)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
港 区	40.6歳	358,826円	457,623円
東京都	43.2歳	375,900円	476,236円

注1 「平均給料月額」とは、平成20年4月現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

注3 ③教育職における東京都のデータは、小中学校教育職員の平均値です。

(4) ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)

	平成15年度	平成19年度
港区	101.6	102.2(101.3)
特別区平均	102.1	101.9
全国平均	100.1	98.5

注1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

注2 ()内は、国と区との地域手当の支給率の違いにより算出した地域手当補正後のラスパイレス指数です。

(5) 職員の初任給の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分		港 区	都	国
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	181,200円
	高校卒	143,000円	142,700円	140,100円
技能労務職	高校卒	134,900円	142,700円	—
	中学卒	130,900円	—	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	290,443円	336,950円	372,930円
	高校卒	214,625円	275,971円	315,386円
技能労務職	高校卒	245,733円	270,047円	309,933円

注1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

注2 前職等のある場合は、特定の基準により採用後の年数に加えます。

(7) 一般行政職の級別職員の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	2級から9級までの職務の級に属さない職員の職務	101人	8.6%
2級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	259人	22.1%
3級	主任主事の職務	261人 (27人)	22.3% (100%)
4級	係長・担当係長又は主査の職務	375人	32.0%
5級	総括係長の職務	92人	7.9%
6級	課長の職務	49人	4.2%
7級	統括課長の職務	16人	1.4%
8級	部長の職務	17人	1.5%
9級	特に重要な業務を所掌する部長の職務	0人	0%

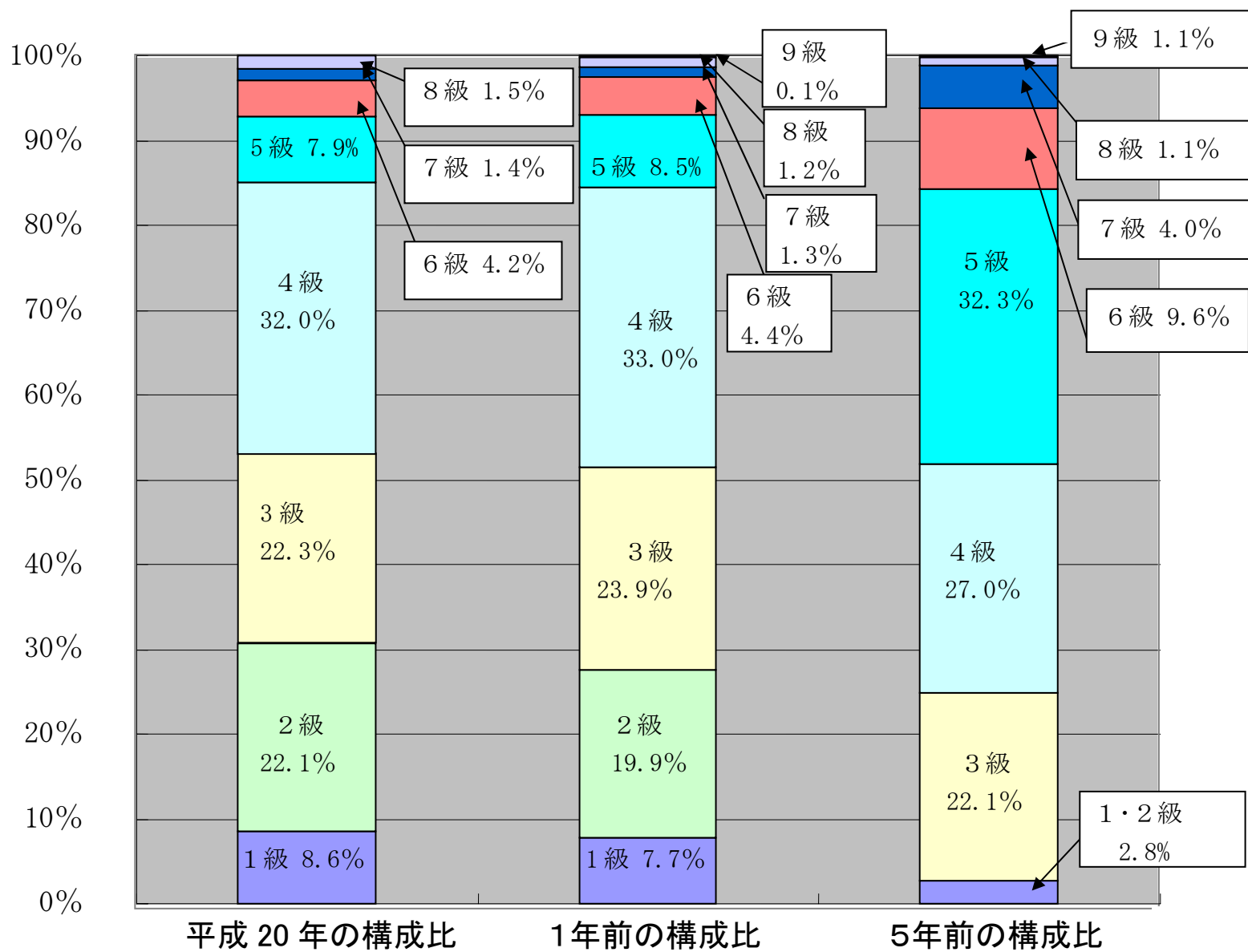
注1 職員数は、「港区職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によるものです。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

注3 税務職・福祉職は含まれていません。

注4 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

注5 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。



注1 平成18年に10級制から9級制に変更しています。(旧給料表の1級と2級を統合)

(8) 昇給の状況

	総職員数 (A)	昇給区分A (6号昇給) または昇給区分B (5号昇給) により昇給した職員数 (B)	比率 (B/A)
平成19年度	2,202人	672人	30.5%

注1 総職員数には、一般行政職、技能労務職のほか、医療職、福祉職などを含み、幼稚園教育職員、指導主事は含まれません。

(9) 職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当

(平成20年4月1日現在)

区分	港区		都		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
平成19年度支給割合	3.00月分 (1.60月分)	1.50月分 (0.75月分)	3.50月分 (1.80月分)	1.00月分 (0.55月分)	3.00月分 (1.60月分)	1.50月分 (0.75月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

注1 () 内は、再任用職員の支給割合です。

② 退職手当

(平成20年4月1日現在)

区分	港区		都		国		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
退職手当	勤続 20 年	24.25月分	34.25月分	24.25月分	33.50月分	23.50月分	30.55月分
	勤続 25 年	32.50月分	44.50月分	32.50月分	43.50月分	33.50月分	41.34月分
	勤続 35 年	49.75月分	59.20月分	49.75月分	59.20月分	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	50.00月分	59.20月分	50.00月分	59.20月分	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	定年前早期退職者に対する特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職者に対する特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職者に対する特例措置 (2%~20%加算)	
	1人当たりの平均支給額 (平成19年度)	353万6,942円	2,433万1,288円				

③ 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)			12億7,140万6千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)			563,817円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度 (支給率)
港区	14.5%	2,254人	14.5% (18%)
箱根町	0%	1人	0%

注1 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

() 内は、平成22年度制度完成時の支給率です。

注2 港区の支給率は、平成20年1月に13%から14.5%に引き上げられました。

注3 箱根町の支給率は経過措置として平成18年度は12%(平成19年1月1日から13%)、平成19年度は6%、平成20年度以降は本則どおり0%です。

④ 特殊勤務手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	3,279万7,000円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	73,537円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成19年度)	19.8%		
手当の種類 (手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
訪問指導業務手当	福祉事務所に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法等に定める業務を行うための家庭訪問	日額470円
特定危険現場業務手当	支給対象業務に従事した職員	建築物等の建設現場において工事監督又は検査の業務等	日額240円~410円
公害検査業務手当	公害行政を主管する課に勤務する職員	大気汚染防止法等に基づく公害の検査業務	日額220円
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症予防法に定める感染症等の患者等に接触する業務	日額310円~670円
放射線業務従事手当	保健所に勤務する職員	エックス線操作の業務	日額650円
有害物等取扱手当	保健所に勤務する職員	有害な薬物を使用した試験等	日額310円
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務等	日額700円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績 (平成19年度決算)	4億2,369万9,000円
職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)	35万8,000円
支給実績 (平成18年度決算)	4億5,681万6,000円
職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)	36万8,000円

⑥ その他手当

(平成20年4月1日現在)

手当名	港区		国		支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	配偶者	13,700円	配偶者	13,000円	1億7,627万0,000円	189,334円
	配偶者以外2人まで	5,500円	配偶者以外2人まで	6,500円		
	その他	5,500円	その他	6,500円		
	16歳～22歳の子の加算	4,000円	16歳～22歳の子の加算	5,000円		
住居手当	扶養親族有の場合 8,800円 扶養親族無の場合 8,300円		自己所有住宅 2,500円 賃貸住宅 (支給限度額 27,000円)		1億4,054万6,000円	99,326円
通勤手当	運賃相当額	(支給限度額1月につき 55,000円)	港区と同様		4億451万9,000円	182,792円
管理職手当	部長 128,600円 統括課長 105,800円 課長 91,100円 園長 92,800円 教頭 56,000円		局長級 130,300円 部長級 94,000円 課長級 72,700円		1億402万7,000円	109万5,024円

(10) 特別職の報酬等の状況

(平成20年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	区長	1,145,000円		
	副区長	921,000円		
報酬	議長	921,000円		
	副議長	797,000円		
	議員	613,000円		
期末手当	区長 副区長	6月期 1.70月分 12月期 1.75月分		
	議長 副議長 議員	3月期 0.25月分 計 3.70月分		
退職手当	算定方式		1期の手当額	支給時期
	退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額			任期満了時
	区長	勤続期間一年につき 500/100	2,290万円	
副区長	勤続期間一年につき 400/100	1,473万6,000円		

注1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給割合に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

注2 期末手当の支給割合は、平成19年度に支給された割合です。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後0時45分	午後0時45分～午後1時00分 午後3時00分～午後3時15分

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

総付与日数	総使用日数(A)	全対象職員数(B)	平均使用日数 (A) / (B)
54,373日	20,829.9日	1,431人	14.6日

注1 総付与日数とは、平成19年1月1日現在において各職員に付与された日数を全対象職員にわたって合計したものをいいます。

(3) 育児休業及び部分休業の取得者数

(単位：人)

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	1	1
女性職員	25	23
計	26	24

注1 数字は平成19年度中に新たに育児休業および部分休業を取得した職員数です。

(4) 育児休業及び部分休業の承認期間

① 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間													合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月 以下	1年3月 超え 1年6月 以下	1年6月 超え 1年9月 以下	1年9月 超え 2年以下	2年超え 2年3月 以下	2年3月 超え 2年6月 以下	2年6月 超え 2年9月 以下	2年9月 超え		
男性職員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
女性職員	0	1	4	5	6	2	2	1	1	0	1	2	25	
計	1	1	4	5	6	2	2	1	1	0	1	2	26	

② 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間													合計			
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月 以下	1年3月 超え 1年6月 以下	1年6月 超え 1年9月 以下	1年9月 超え 2年以下	2年超え 2年3月 以下	2年3月 超え 2年6月 以下	2年6月 超え 2年9月 以下	2年9月 超え					
男性職員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1				
女性職員	4	1	0	2	0	1	5	1	0	0	0	9	23				
計	5	1	0	2	0	1	5	1	0	0	0	9	24				
													1日の部分休業取得時間（平均）				合計
													30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
													0	0	0	1	
													5	9	5	4	
													6	9	5	4	24

(5) 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男子職員	2	1	1	0	0	0	0	0	0
女子職員	3	2	1	0	0	0	0	0	0
計	5	3	2	0	0	0	0	0	0

	休暇の取得形式				介護を要した期間			
	計	全日型中心	時間型中心	その他	計	1月以下	1月を越え2月以下	2月超え
男子職員	2	2	0	0	2	1	0	1
女子職員	3	3	0	0	3	2	0	1
計	5	5	0	0	5	3	0	2

4 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

(平成19年度) (単位:人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	46		46	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0		0	
合計		0	0	46	0	46	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

注1 地公法とは地方公務員法のことです。

(2) 懲戒処分の状況

(平成19年度) (単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	1	0	1	0	2	0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	3	0	3	13
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	1	0	1	0
合計		1	0	5	0	6	13

注1 地公法とは地方公務員法のことです。

5 サービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取り組み

取組内容	職員への周知方法	周知した内容
職員のサービスについて	依命通達	職員の法令遵守、信用失墜行為の禁止
サービス規律の確保	依命通達	勤務時間や休憩・休暇・休職等の管理について
職員の接遇	依命通達	言葉遣い、態度、身だしなみ等で区民(利用者)に不快感を与えないよう努めること。
職員の服装等について	依命通達	節度ある服装とネームプレートの着用等
公務員倫理について	依命通達	職務上利害関係にある部外者からの会食、贈答品の授受等厳に慎むこと。
職員の兼業・兼職について	依命通達	兼業規則の趣旨を十分認識させること。
セクシュアル・ハラスメントの禁止について	依命通達	セクシュアル・ハラスメントの禁止について周知徹底
職員の勤務時間の適正な管理について	依命通達	職員の勤務時間に対する意識啓発
職員手当に関する異動届について	依命通達	給与の誤支給を防ぐための周知徹底
職員の自家用車通勤について	依命通達	自家用自動車通勤の原則禁止
職員の省エネルギーに対する意識の啓発について	依命通達	大規模事業所として温室効果ガスの排出抑制に努めること。
交通事故防止、飲酒運転の根絶について	依命通達	交通事故防止、飲酒運転の根絶を図るよう周知徹底

(2) 病気休暇の取得状況

(平成19年度) (単位:人)

	0～10 日未満	10～20 日未満	20～30 日未満	30～40 日未満	40～50 日未満	50～60 日未満	60～70 日未満	70～80 日未満	80～90 日未満	90 日以上	合計
一般職員	29	29	10	10	3	4	2	7	4	18	116
教育職	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2	5
計	29	30	10	11	4	4	2	7	4	20	121
再任用(外数)	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修実施計画

(平成19年度)

研修名	目的	対象	時期	主な研修内容
管理監督者	円滑な職場運営・組織運営に役立てる	係長、課長、部長級職員	4～1月	コーチング 目標によるマネジメント 人事考課
現任	政策形成能力の向上を図る	採用後1年以上の一般職員及び主任主事	5～1月	政策形成基礎 政策形成の基本的枠組みと問題解決のプロセス 交渉戦略・プレゼンテーション
新任	職員としての基本的な心構え、知識、情報の提供を行い、職場への円滑な対応と自己啓発の動機づけを図る。	平成19年4月1日付採用者及び前年度中途採用者	4～6月 10～11月	公務員倫理、汚職防止 接遇 情報公開、個人情報保護 港区の防災 港区を歩く バリアフリー

(2) 研修の実施状況

(平成19年度)

研修名		回数(回)	人数(人)	
区 研 修	職層研修	新任研修	2	85
		現任研修	2	89
		主任主事研修	5	161
		管理監督者研修	8	351
	実務研修	6	184	
	派遣研修	4	52	
	各種講習会 (第一ブロック合同研修を含む)	17	275	
部門研修	242	2434		
小計		286	3631	
特別 区 研 修	職層研修	新任研修	1	83
		現任研修	1	29
		係長研修	1	8
		管理監督者研修	6	21
	専門研修	40	72	
	ステップアップ研修、自治体経営研修、公務基礎・サポート研修、調査研究	68	129	
小計		117	342	
合計		403	3973	

(3) 勤務評定の概要

評価項目	評価の概要	評価要素	評価の着眼点
業績評価	設定した目標に対する成果及び日常の職務遂行における業績と貢献を総合し、客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行う。	仕事の成果	○目標に対する成果 ○業績と貢献
行動評価	職務遂行の過程で発揮された能力及び行動を客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行う。	職務遂行能力	○職務理解 ○職務知識 ○企画 ○調整 ○判断 ○接遇 ○説明
		人材育成・組織運営力 (係長級以上の職員)	○指導・育成 ○情報の共有化 ○進行管理 ○リーダーシップ
		組織支援力 (一般職員)	○助言・援助 ○報告・連絡・相談 ○チームワーク ○リーダーシップ
総合評価	業績評価及び行動評価の内容を踏まえ、考課集団ごとに5段階の相対評価を行い、評価結果を昇給等の給与制度に適切に反映させる。	職務に対する取組姿勢	○責任感 ○積極性 ○規律性

注1 評価の対象者：総括係長級以下の常勤職員（技能系職員を含む。） 評価期間：毎年1月1日から12月31日

注2 管理職については、これとは別に勤務評価を実施しています。

(4) 評価者訓練の実施状況

名称	対象者	概要	実施回数
人事考課研修	管理職	目標設定の留意点、面接演習	年2回
人事考課・評価傾向把握演習	管理職、管理職選考合格者	評価傾向の把握	年1回

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害認定状況

職員数	公務災害			通勤災害		
	平成19年度中の認定件数 公務上	公務外	発生率	平成18年度中の 公務上	平成19年度中の 該当件数	平成18年度中の 該当件数
2,305人	15	0	6.5%	11	2	1

注1 発生率（%ポイント）は、職員千人当たりの公務上認定件数です。

注2 職員数は確定負担金算出時の人数です。

(2) 健康診断の状況

(平成19年度)

対象職員数	受診数	受診率
2,336人	2,302件	98.5%

(3) 職員住宅設置状況

(平成20年4月1日現在)

住宅の種別	戸数	うち建替等による休止中戸数
災害対策住宅	家族	3
	独身	62
合計	237	65

注1 教職員住宅「家族」14戸、「独身」3戸を含みます。

(4) 港区職員厚生会

職員相互の扶助と福利厚生の実現を図るため設置された団体で、給付、貸付、福利、文化体育事業を行っています。

(5) 苦情処理委員会の取扱い状況

	取扱い件数
平成19年度	0件

8 特別区人事委員会の業務状況

(1) 採用試験

平成19年度の採用試験は、Ⅰ類〔事務、土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気、福祉、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師〕、Ⅲ類（事務）、身体障害者を対象とする選考（事務）および経験者〔2級職〔事務、土木造園（土木）、建築〕、3級職（主任主事Ⅰ）〔事務、土木造園（土木）、建築、機械、電気〕〕について実施しました。受験者数は、10,896人、合格者は2,074人、倍率は5.3倍でした。

(平成19年度)

	採用予定 人数（人）	申込者数 （人）	受験者数 （人）	受験率（%）	第1次合格 者数（人）	第2次受験 者数（人）	合格者数 （人）	倍率（倍）
Ⅰ類	840	9,440	7,355	77.9	2,247	2,098	1,427	5.2
Ⅲ類	135	1,852	1,415	76.4	474	431	288	4.9
身体障害者	15	70	59	84.3	34	31	15	3.9
経験者	97	3,515	2,067	58.8	616	575	344	6.0
合計	1,087	14,877	10,896	73.2	3,371	3,135	2,074	5.3

(2) 管理職選考

平成19年度の管理職選考は、23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計で、受験者数883人、合格者数183人、合格率20.7%でした。

(平成19年度)

	有資格者数 （人）	申込者数 （人）	受験者数 （人）	合格者数 （人）	合格率 （%）
Ⅰ類	21,354	955	687	118	17.2
Ⅱ類	1,216	239	196	65	33.2
合計	22,570	1,194	883	183	20.7